# 福祉行政と職業団体における偶然性への「事前配慮」 ―未来の不確実性をめぐるヘーゲル法哲学と偶然性原理―

Precaution for Contingency of "Polizei" and "Korporation"; Hegel's Philosophy for Right on Uncertainties of Life and Future

> 大 藪 敏 宏 OYABU Toshihiro

社会理論を、市民社会における「平等性」要求の問題への対応と捉えるのか、あるいは市民社会における「偶然性」問題への対応と捉えるのか、それは社会科学の論理としても社会哲学の課題としても、理論内容上も理論の結論としても大きな違いをもたらす。20世紀までの平等性原理に照準したヘーゲル哲学理解と異なり、体系的にむしろ偶然性原理ともいうべき理論動機(Leitmotiv)の観点から、ヘーゲル社会哲学の「福祉行政」論と「職業団体」論を検討する。予測困難な将来の不確実性と「偶然性」に対する「事前の配慮」という首尾一貫した体系的観点からのリスク社会論への対応や、体系的偶然性に晒された「人間」とともに「賤民」と「大衆」の登場の哲学的予告、教育と福祉のハイブリッドというパラダイム等々、「偶然性」をめぐるヘーゲル哲学の新しい体系的理解像を提示する。

キーワード: 市民社会、偶然原理と平等原理、公教育、賤民、「人間」の登場

# 1. はじめに―大衆社会の平等性パラダイムか、リスク社会の偶然性パラダイムか―

自らの所産ではない他社の商品を不特定多数の若者に繁華街において無料で大量にばら撒くことは、それを受け取った人間(Mensch)にどのような心理的変容と社会的影響をもたらすであろうか。その教育的社会的効果について地域社会はどのように受け止めるだろうか。恣意的なばら撒きや一方的な慈善が養成してしまう心理的従僕はやがて依存的な「賤民(Pöbel)」として共同体に対するルサンチマンを逆に募らせるようになることを、ヘーゲルの法哲学は予言していた。同時代の電子マネーや決済サービスの開拓者的企業が自分の商品の需要を喚起し市場を創造するために自分の商品の100億円分を市場に計画的に投入するという責任主体が明確な企業行動としての販売促進戦略とは、本質的に異なる。ベンチャー企業の概念はむしろジョゼフ・シュンペーターのイノベーションの概念に由来するものであったが1、ドラッカー経営学の出発点となったピータ

ー・ドラッカーの出発点となった『「経済人」の終焉』の方法もまた、このような「経済的要因 を超えた社会的存在としてのイノベータ―の存在」を意識するものであった<sup>2</sup>。

その世界史的決断を促すというウィンストン・チャーチルへの直接的な影響を通じて20世紀の世界史の転換に最大の影響を与えたドラッカー『「経済人」の終焉』(1939年4月)は、「経済人」の概念について次のように説明している。一「「経済人」の概念そのものにせよ、「経済人」の概念を基盤とするいかなる社会にせよ、それを正当化する唯一の根拠が、自由と平等を実現するという約束だった。…まさに、人間を自由と平等の存在と見ることが、ヨーロッパの本質である」3—。

キリスト教とともに、自由と平等はヨーロッパの基本概念とされ、まず人間は分子的に孤立しない「宗教人」と理解されていたが、宗教改革を経て「知性人」として世俗化し、やがて「政治人」、そして「経済人」とされ、「自由と平等は経済的自由と経済的平等を意味することとなった。人間は経済的秩序における位置の関数とされた」4。このとき、人間は「完全な分子化」いわば孤立化にさらされたのだが、この人間の「分子化」をヘーゲル『法哲学綱要』(1821年)は人間の「アトム(原子)」化として先駆的に分析し5、それがやがて「大衆」のルサンチマンへと結晶化することを明示的に予言していたことまでは、あまり知られていなかった。本稿は、市民社会化の中で偶然化されて新たに登場した「人間」の観点から、この経緯の解明に取り組む。

全体主義をめぐる世界大戦が始まる直前の1939年4月のドラッカー『「経済人」の終焉』は、次のように、書いていた。一「自覚しつつ孤独な存在となりうる詩人や哲人、キルケゴールやドストエフスキーならば、魔物にひるむことなく正気でいることもできる。しかし、普通の人間は、唯物的合理の追求の結果もたらされた計算不能で意味のない力による完全な分子化、非現実化、無意味化、秩序の破壊、個の破壊に耐えることはできない」6—。この「唯物的合理の追求の結果もたらされた計算不能で意味のない力」(ドラッカー)のシステムのことを、その百年以上前にヘーゲルは「全面的依存性の体系」と呼んで、それに耐えられない「大衆(Masse)」もしくは「多数(Menge)」は7、「定形のない塊」であるから「自然力のように暴力的で、無茶苦茶で荒々しく、恐るべきもの」(S.473,303節注解562頁)となるというように、来るべき大衆社会の全体化を既に分析していた。

ナチズムを批判する『国家と宗教』(1942年)を公刊した南原繁は、このドラッカーに呼応するかのように後に「哲学者は孤独に耐えなければならない」と述べて、独自の教養思想に基づいて「戦後日本の礎石を置いた」が8、その「知性・教養・個性」の教育哲学は、上記のドラッカーの人間の「完全な分子化」に関する歴史哲学と軌を一にするものでもあった。旧制高等学校における教養市民層の空洞化が、教養の空洞化によって「分子化」とともに全体主義という「魔物」への敗北を招きよせたというのが、南原史観であった。だとすれば、南原繁において旧制高等学校を解体する6・3・3制の学校制度は不可避の選択であったのだが9、この南原の歴史的展望もまた今なお無理解のままに放置されたために誤解に晒されている10。

1995年版への「まえがき」においてドラッカーも言及しているように、思想史に収斂したハンナ・アーレント『全体主義の起源』(1951年)は、フィヒテ、シェリング、ヘーゲルなどの19世紀初頭のドイツ哲学がヒトラーとナチズムを生んだ、とした11。

以上のような文脈からすれば、ヘーゲルの1821年の社会哲学は「自由と平等を実現するという約束」をしたということになるのだろうか。たしかにそのように思われがちであるが、ヘーゲルの社会哲学の原理は確かにカントのそれと共に「自由」であったが、経済的平等を社会は約束すべきであるという価値観とは無縁であった。確かにこのような約束はヘーゲル左派から派生したマルクス主義や社会政策学派において強調されたので、経済的平等の約束はヘーゲルに遡るという先入見が散見されるが、実際にはそうではない。そもそも一般論としても経済的平等が西洋社会思想史において画期的に登場するのはヘーゲル没後18年も経過した1848年とされるから、そもそもがアナクロニズム(anachronism)の偏見である12。

ペーゲル『法哲学綱要』が、その理論的原理として一貫して中心に置いたのは「自由の原理」であり、カントの法哲学から継承したこの「自由の原理」を理論的に貫徹し、さらに発展させるためにペーゲルが一貫して考察したのは、「偶然性」の哲学的考察であり、さらに「偶然性」に対する「事前の配慮」であった。それゆえ、ペーゲルの法哲学の原理が「自由」パラダイムの他に、平等性パラダイムと偶然性パラダイムとのどちらであったかといえば、結論を先取りして言えば、平等性パラダイムを基準とすることはなく、偶然性パラダイムを社会哲学において一貫して探究したということになる。本稿においては、ペーゲルの市民社会論の福祉行政論ならびに職業団体論において、かつてペーゲル哲学研究の主題となることのなかった社会的偶然論を取り上げることにする。そこにおいて福祉の偶然性をめぐる哲学的考察が教育と福祉のハイブリッド的考察へと展開していくのであって、将来の不確実性に備えた公教育論や20世紀後半のリスク社会論が先駆的に取り上げられていることに注目する。そうした偶然性を直視することに耐えられずに、「大衆」社会状況の中での安易な「貧者への施し」がやがてむしろそれを待望し、その待望が裏切られるとき行政へのルサンチマンを募らせる「賤民」の登場を準備することを予言している。そこに、20世紀のような全体主義時代の到来を回避する社会哲学のもう一つ別の可能性を見ることもできる。

# 2. 福祉行政と偶然性

まずへーゲル市民社会論の福祉行政(Polizei)論における社会的偶然性の問題が、どのように展開されたかを取り上げて、それが現代の社会哲学にどのように関わるかを考察する。

## 2.1.アクシデントとリスク社会

「第2部道徳 第2章 意図と福祉」の128節本文に登場した「福祉の偶然性」への共同的人倫的対応が、まずは「家族」の重要な軸となったのであるが<sup>13</sup>、この「家族の人倫的解体」を通じて、この「福祉の偶然性」への「配慮」ないしは「事前の配慮」という人倫的課題(本質)は、「市民社会」へとバトンタッチされ受け継がれることになった、ということは既に確認した通りである<sup>14</sup>。そしてこの個別者の福祉は、市場における「普遍性の形式」(S.339, 182節本文414頁)を介することによってのみ実現されるという市場原理がもつ強力な「普遍性の力」に注目して、「欲求の体系」ないしは特殊的福祉の体系における「全面的依存性の体系」の仕組みを浮き彫りにして

いた。それは、「個々人の生計と福祉(die Subsistenz und das Wohl des Einzelnen)と法的現存在が、万人の生計と福祉と権利とのなかに編み込まれ、これらを基礎とし、この連関においてのみ現実的であり保障されている」(S.340, 183節本文414頁)というほどの「全面的依存性の体系」であった $^{15}$ 。この体系はさしあたり「外的国家」とか「強制国家」「悟性国家」ともみなされていた $^{16}$ 。

こうして市民社会における「欲求の体系」と「司法」との研究に入ったが、「欲求の体系」においては経済的偶然性や欲求の偶然性や労働の偶然性や普遍的資産の偶然性などの「欲求の体系」の偶然性の問題が取り上げられた。「司法」においては慣習法の偶然性や個人的意見の偶然性や実定法の偶然性や量刑判決の偶然性や司法の偶然性や権原と復讐の偶然性や事実認定の偶然性などの諸問題が取り上げられた<sup>17</sup>。

#### 2.1.1.特殊的福祉の実現要求

ところが、「C 福祉行政と職業団体」の冒頭の230節では、この「A 欲求の体系」と「B 司 法」との両方における「偶然性」の問題がともに止揚されて福祉が実現される必要が述べられる。 つまり、「しかし特殊性における現実的な権利は、一方の目的〔A欲求の体系が保障しようとする 個々人の生計と福祉〕を妨げる偶然的なものも、他方の目的〔B司法が回復しようとする所有と 人格性の安全〕を妨げる偶然的なものも、ともに止揚されて(aufgehoben)、人格と所有の妨害さ れることのない安全(Sicherheit)が成就されることを要求するだけではなく、個々人の生計と福祉 の保障が一つまり、特殊的福祉が、〔正義ないし〕権利として取り扱われ実現されることを要求す る」(S.382, 230節本文462頁)。ここで注意されなければならないのは、ここでヘーゲルが偶然性 を「除去される」必要を述べているのではなく、「止揚される」必要が述べられているということ である。つまり、ヘーゲルにおける「止揚」とは、「否定する」だけでなく「保存する」ことでも あるからである18。市民社会を構成するこうした「欲求の体系」と「司法」とにおける多様な偶 然性の中で特殊的利害でもある福祉が、単に経済的な偶然性の中で偶然に実現されるのではなく、 「法権利」としても実現される必要がある。しかし「法権利」といっても、「第1部 抽象法」に おいては、つまり「法そのものにとっては、福祉は外面的なものなのである。けれどもこの福祉 こそ、欲求の体系にあっては一つの本質的な規定である。…しかし私がまったく特殊性に巻き込 まれている以上は、私は、この連関の中で私の特殊的福祉もやはり促進されることを要求する権 利を持っている。すなわち私の福祉、私の特殊性が顧慮されなくてはならないのであって、これ を行うのが福祉行政と職業団体である」(S.382, 229節補遺462頁)と、福祉行政と職業団体の使命 が講義で明解に補足されていた19。

生計と福祉および所有と人格性を「安全に保障する普遍なものの力は、さしあたり、これらのいずれの目的にとっても特殊的意志が相変わらず原理である限りでは、一面では、その力のおよぶ範囲を偶然的なものの範囲に局限せられたままであり、したがって他面では、依然として外的秩序であるにとどまる」(S.382,231節本文462頁)。ここで福祉と人格的所有とを安全に保障するのが使命(規定)である「普遍的なものの力」もまた、特殊的福祉に対しては「偶然的なものの範囲」に限定されたままなのであり、それゆえ「外的秩序」と書かれているが、これは「市民社会」が「外的国家」とか「悟性国家」と位置づけられていたのを思い出せば、この福祉行政があくま

でも「市民社会」の圏域のものであることから法哲学の論旨が一貫していることを示しているということがわかる。しかし同時に、だからこそこの福祉行政もまた「偶然的なものの範囲」に限定されているということをわざわざ明示していることからも、ヘーゲルの法哲学が一貫して市民社会のような特殊的な社会的領域における「偶然性」の問題に注目しているということがわかる。

#### 2.1.2.特殊的福祉とアクシデントの偶然性

まず「B 司法」との関連でいえば、犯罪が司法によって取り締まられ罰せられねばならない のは当然である。この犯罪を「悪心恣意としての偶然性(Zufälligkeit als Willkür des Bösen)」と 232節本文は表現する。これは基本的に市民社会における「B 司法」が扱うべきものであり、そ れをめぐっては量刑確定の偶然性や冤罪の偶然性などさまざまな偶然性が取り上げられていた。 しかしこれに対して「B 司法」ではなくて「C 福祉行政と職業団体」の「福祉行政」が取り組 むべき「偶然性」として、そうした犯罪の恣意的悪の偶然性とは異なる別の「偶然性」が取り上 げられる。つまり、犯罪とは異なって「それ自身としては合法的な行為(rechtlichen Handlungen) をなしたり、所有物を私的に使用したりする許された恣意もまた、他の個々人とか、共通の目的 のための他の公共の事業とかに対して、やはり外面的関係をもっている。このような普遍的な側 面のために、私的行為(Privathandlungen)といえども、私の支配から離れて、他人に損害や不法 をおよぼしかねないところの、あるいは実際におよぼすところの、(思いがけない) 偶然性になる」 (S.383, 232節本文462~3頁)。これは $\dot{E}$ いがけない偶然性という意味で、今日でいうアクシデン トである。また、ほかの人々や共通の目的のための公共的な事業とかに対して「外面的関係」を もっているがゆえに、それ自体としては悪意もなければ、単に自分の所有物を私的に使用してい るだけであっても、結果として第三者の「他人に損害や不法」をおよぼすという意味では、今日 の経済学で公害や環境破壊の問題を扱う場合に用いられる「外部不経済」という経済学的概念に 相当する考察でもある。外部不経済とは、基本的に等価交換が行われる市場内部の経済取引の外 部にいる第三者(つまり市場において等価交換を行う売り手でもなければ買い手でもない第三者、 つまりたとえば化学肥料工場の周辺に住む近隣地域住民のような第三者)に、悪意なく意図せずに 公害の被害という「不経済」(あるいは負の経済効果)を経済取引が行われる市場の「外部」にお いて与えるという意味である。これに対して、企業が支払う賠償金は、この「外部不経済」を市 場内部へと取り戻して「不経済」という負の経済に対して市場的な等価交換を実現する(つまりマ イナスの経済価値を与えた相手からマイナスの代金を受け取る=公害の加害企業側が相手の被害 住民にその被害に等価の賠償金〔補償金〕を支払う)というかたちで経済的市場的合理性をもつも のとして、市場の経済学によって一貫した経済学的根拠もつものと合理化されている。したがっ て、この232節本文においてヘーゲルが新たに取り上げた「偶然性」は、今日でいうアクシデン トや公害や薬害などの外部不経済の問題に、まだ公害問題等が注目されていなかった19世紀前半 悪意はないのであり、それゆえに「第1部 抽象法」でも「第2部 道徳」でも、あるいは第3部 の中の「司法」でも取り上げられなかったが、「福祉行政」において取り上げられるのである。な ぜならば特殊的な福祉(Wohl)の実現こそ福祉行政(Polizei)の主要任務であるからである。この福 祉行政においては「抽象的な法権利」の回復が主題なのではなく、「福祉」の実現が主題なのであ り、この観点から以上のようなたとえば地域住民のような第三者の「福祉」に意図せずして思いがけない「損害」や「不法」をおよぼすところの「偶然性」つまりアクシデントが考察されるのである。

## 2.1.3.アクシデントと福祉行政による規制

こうした考察の結果、経済社会におけるアクシデントは、「なるほどこうしたことは損害の一つの可能性にすぎないが、しかしそのことがなんらの損害を与えないということも、一つの偶然であるから、同じくまた一つの可能性以上のものではない。これが右のような私的行為の中に含まれている不法の面であり、したがって福祉行政の立場からなされる刑罰に正義がある究極の理由である」(S.383,233節本文463頁)と言われるのである。たとえば、自分の所有物である農薬などの劇物を私的に保有したり使用する場合にも、その管理と使用には厳しい公共的規制が課される20。これは公害や環境問題とも関わる公共的規制であるが、これはいわゆる悪意の刑事犯罪に対する取り締まりというのとは異なった観点、つまり「福祉行政の立場からなされる刑罰」であるということになる。

ところがさらにここで、「B 司法」における量刑判決の偶然性と似たような偶然性(ただし、 ここでヘーゲル自身は「偶然性」という言葉は使っていない)が生じるとヘーゲルは書いている。 234節本文で「外面的に現存在するものの諸関係は、悟性的無限性に属する」から、何が有害で 何が無害か、何が疑わしく何が疑わしくないか、何が禁止されねばならず、何が監視されねばな らないか、あるいは何が釈明を免除されるべきか、等々を「決める境界は、それ自体としては存 在しない。これらの詳細な規定を与えるものは、習俗であり、その他の体制の精神であり、その ときどきの情勢、咄嗟の危険などである」(\$.383, 234節本文463頁)としている21。実に細やかな 法哲学的考察と言えるだろう。たとえば先に農薬のような劇物の保管には、それが悪意のない私 的な所有と使用であったとしても厳重な公共的規制が課せられる。同様に銃刀法においても、銃 や刀剣の所有は、たとえ美術品としての刀剣の私的所有といえども、公共的な規制がかけられる のは当然と考えられる。しかし周知のように銃の所有に関しては、日本と米国では大きな違いが ある。米国においては銃規制の問題が大問題となっているにも関わらず、長年にわたって銃規制 は極めて緩やかである。米国における銃犯罪は深刻であり「現下咄嗟の危険」は緊急となってい ると思われるが、にもかかわらず銃規制の厳格化が着手されない理由は米国の「習俗」であった り、あるいは米国の「その他の体制の精神」によるものであろうし、米国が銃規制の厳格化に着手 するかどうかは圧力団体のロビー活動を含む「そのときどきの情勢」によると思われる。あるい は悪意のない、それ自体としては不法ではない医療行為が医療事故(アクシデント)や医療ミスを 犯した場合の医師の責任に関しては、米国では大幅に免罪されているが、日本ではこうした医療 アクシデントに関する対策も責任も無際限に放置されてきたのが近年俄に無限定に追求され始め たりしている22。あるいは、輸血用の血液製剤を通じた薬害エイズの問題に関する薬事行政(つま り福祉行政の一種)の責任の追及の仕方も、先進国の間でも大きな開きがある。今日もなお、それ らは「習俗」や「その他の体制の精神」によって左右されているのである。

## 2.1.4.福祉行政の偶然性

こうしたリスク社会の偶然性に対しては、ヘーゲルは「福祉行政の立場からなされる刑罰に正 義がある」(S.383, 233節本文463頁)と明記していた。しかし同時に234節本文に記されていたよ うな上述の「福祉行政」の偶然性も明記されていた。それゆえに、講義では「こうした偶然性や 恣意的人格性の面があるために、福祉行政は何かしら憎しみを受ける。福祉行政は、反省的恣意 が非常に発達している場合には、できることであればどんなことでも全部自分の領分に引き入れ ようという方針をとることがある。というのはどんなことのうちにも、何か他のものに対して有 害になり得るような関係が見いだされるからである。この点に、福祉行政が細かいことにまでい ちいちせんさくするような行動に出て、諸個人の日常生活を窮屈にする所以がある。しかしこれ がどんなに不都合であろうとも、ここでは客観的な境界線を引くことはできない」(S.383f. 234 節463頁以降)と補足されていた23。これらもまた、米国においては銃規制をめぐる問題では国論 を二分するような激論が長年にわたって戦わされているにもかかわらず、銃犯罪による被害者が 絶えず、銃規制をめぐる米国の「福祉行政」は銃器業界のロビー活動に左右されているとして憎 しみを受ける。また現代においては、サリドマイドや薬害エイズをはじめとして24、厚生「福祉 行政」の薬事行政は医薬品業界の利益に立ちすぎているとして「憎しみを受ける」25。こうした 問題は、今日のリスク社会そのものがもつ偶然性とともに、それに対策を講じなければならない 「福祉行政」そのものが偶然性をはらむ哲学的理由からも不可避なのかもしれない。ヘーゲル自 身はこうした領域においては「客観的な境界線を引くことはできない」と偶然性を正面から肯定 する講義を行った講義ノートを残しているのであるが、今日のリスク社会論は、ここでなんとか 客観的で合理的な境界線を引こうと努力を傾けるのである26。この努力は必要であろうが、にも かかわらずそれもまた哲学的に偶然性は回避できないことは自覚しておく必要もあるだろう27。

なお、他者に対して外面的関係をもっているために、私的行為(Privathandlungen)といえども「私の支配から離れて」他人に損害や不法をおよぼすという行為の偶然性への注目は、「第2部道徳」「第2章 意図と福祉」の冒頭節である119節において「多種多様な連関」をもつ「行為の外面的な現存在」に着目して行為の結果の「偶然性」を考察していたことと首尾一貫している。だから「もろもろの行為はその外面的な現存在からいって、もろもろの結果の偶然性を内に蔵しているように、主観的な現存在もまた、自己意識と思慮性のもつ力と強さに関する不規定性をふくんでいる」(S.226, 120節注解323頁)と言われていたし、「石は手から投げられると悪魔のもの」という古い諺を119節への補遺として講義で言及していたのも、悪意のない私的行為といえども「私の支配から離れて」(S.383, 232節本文463頁)他人に損害を与えかねないことが考察されていることへと一貫しているのである。ただ119節や120節が道徳行為の結果の偶然性に対する道徳的考察であったのに対して、233節がそれとは異なる「福祉行政」の観点からの市民社会の人倫の考察であるところが異なる。哲学的偶然性のこれほどの多様性の包括的考察の中で、同時に体系的一貫性をこのように保持することは、至難の思考である。

#### 2.2.予測困難な将来の不確実性に対する〈事前の配慮〉

日常的な欲求が多様化して交錯するようになるにつれ、取り引きされる商品やサービスの種類 や量も増大していくことが予想される。それにつれて、そのような多様な欲求が円滑に満足させ られるような条件を整備することが期待されることになる。そうでなければ、多様な福祉が円滑に実現しないことになるから、ここにこの欲求の体系は機能不全を引き起こすことになるからである。そうなると、こうした多様化した商品やサービスを供給するための共通に利用されるような資産、つまり道路や港湾や空港や水道や電力供給網などは、個別営利企業が個別に調達するよりも、共通のインフラストラクチャーないしはまさに社会資本として整備されることが求められるようになる。そして、こうした将来の産業の発展を事前に予想し社会デザインを構想して産業基盤の整備を進めるためには、つまり「これらの普遍的な仕事と公益のための事業には、公の力(öffentlichen Macht)による監督(Aufsicht)と事前の配慮(Vorsorge)とが必要である」(S.384, 235節本文464頁)と、ヘーゲルの福祉行政論は主張している。まず第一には、道路や港湾のように個別企業が共通に利用できるような産業基盤すら各自個別に整備しなければならないようでは、多様な福祉の実現は円滑に行われないから、福祉行政による事前の配慮が必要になるというのである。

次に第二に、生産者と消費者との利害は長期的には一致することがA.スミス的古典派経済学に おいては期待できるということをヘーゲルは承認しつつも、スミス的レッセ・フェール(自由放任) に対して公的な「規制」が認められる理由として、「公衆(Publikum)のだまされないという権利と、 商品検査の管理」(S.384, 236節本文464頁)とを挙げている。つまり仮にスミスの云う中立的な注 視者(impartial spectator)の眼差しを想定して、消費者を騙すような生産者は長期的には市場か らの撤退を余儀なくされるというようなことが想定されるにしても、こうした長期的想定は逆に いえば短期的には消費者の利益は不当に裏切られるということがあるということを含意しており、 この短期における生産者と消費者との間の利益の「衝突」は、「意識的に行われる規制」(S.384,236 節本文464頁)によってのみ、調整されてその法権利が回復されるということになる。ヘーゲルは 経済的な利益を量的価値に一面的に還元して、量的価値の等価交換が長期的に実現すればそれで よしとする経済主義の考え方だけにとどまらないで、意志の自由を基準とする法権利の衡平と実 現を基軸に法哲学を構想しているのである。この点に、法哲学は古典派経済学の成果を活用しな がらも、法哲学が(功利主義的量計算を前提とする)経済学に還元されない理由がある。またさら に「商品検査の管理」というのが、生産者側の意図的な詐欺による消費者側の被害を防止するた めにとどまらず、生産者側の意図せざる商品の欠陥による消費者側の損害を予防するためのもの でもあるとすれば、それは薬害予防のための認可行政などにも関わるものとも考えられる。つま り商品やサービスの意図せざる欠陥ないし瑕疵による消費者の損害という意味でのアクシデント に対する予防措置という意味で<sup>28</sup>、つまり意図せざるという点で将来の不確実性による不当な被 害に対する予防措置という意味で、将来に生じうる偶然性に対する「事前の配慮」でもある。

しかし第三に、「もろもろの大産業部門が公の機関による事前の配慮と指導とを必要とするのは、とりわけこうした部門が、海外の諸事情や遠隔地の諸関連に依存するにも関わらず、これらの諸圏に割り当てられ結びつけられている諸個人が、自分達の連繋においては、こうした海外の諸事情や諸関連を見渡すことができないからである」(S.384f. 236節本文464頁)とも言われている。つまり市場における自動調整つまり無意識的に行われる市場の自動調節機能の不十分さを補うために「意識的に行われる規制」は、人倫が行う「事前の配慮」の一種なのであり、ここでは個人には見通すことのできない遠隔地の関連がもたらす偶然性を「公の力」によって事前配慮しようと

するものでもある<sup>29</sup>。たとえば今日的なアジェンダの例を挙げれば、海外から輸入された血液製剤の原料が含むエイズ感染のリスクや、国内で知らされないうちに海外で生産された遺伝子組み換え農産物を原料とするような様々な食料品がもつ健康へのリスクなどは、こうしたリスクの諸関連を個人が見通すことはほぼ不可能であり、高度な福祉行政のみがなんらかの対応ができるものであるし、それ以外には対応する可能性の余地はほぼないに等しい。こうしたリスク社会への対応の必要性を、見通すことの困難な不確実性という将来の偶然性に対する「事前の配慮」という観点から、ヘーゲルの法哲学が二百年前に既に考察していたということは、今日的観点からも重要であり、今日的アジェンダに対応する理論的な先駆例としても注目される。

さらにこの236節の注解では、労働市場における需給の調整にともなうタイムラグの偶然性の 問題に対応するための「規制」の必要を説いている。つまり236節本文における商品市場におけ る需給の調整だけでなく、労働市場における需給の調整において生じるタイムラグがもたらす雇 用におけるリスクに事前配慮するという意味での、(完全)雇用のための福祉行政の必要性を、236 節注解では追加しているのである。つまり「市民社会における商工業の自由」(S.385, 236節注解 464頁)という一方の極に対して、「すべての人の労働を公的な対策によって斡旋し指定すること」 という他方の極を、ヘーゲルはこの注解で対置している。――「特殊的利益は、上からの規制に 反対して右の商工業の自由を求めはするが、しかしそれは、盲目的に利己的目的に没頭してしま えばしまうほど、ますますこうした規制を必要とし、普遍的なものへと連れ戻されるのであって、 その結果、危険な痙攣は緩和され、そうした衝突(Kollisionen)が調停されるタイムラグの持続も 短縮されるのである。この衝突は、上からの規制がなくても没意識的必然性によってついには調 停されるであろうが、それに要するタイムラグの持続が、上からの規制によって短縮されるので ある」(S.385, 236節注解465頁)——。労働市場における需給の調整もまた、古典派経済学の言う 市場の自動調節機能に任せておいても長期的には調和することになるはずであろうが、短期的に は供給不足による倒産つまり80年代後半の日本経済において実際にあった労働力不足による中 小企業の倒産や、反対にバブル崩壊後の日本経済において深刻化した失業率の上昇にともなう中 高年の自殺の増加のように、短期的中期的には需給ギャップによる「危険な痙攣」は実際にあり うる。これに対する福祉行政による「意識的に行われる規制」によって、この需給調整のための 「タイムラグの持続」が短縮される必要性に言及しているのである。

カントの人倫の形而上学においては諸権利の「衝突(Kollision)」は、真に普遍的な法則にかなっている権利であるならば衝突することはありえないという予定調和的とも考えられるような摂理(Vorsehung)論的想定によって、考察されることはなかった。これに対して、ヘーゲルの法哲学においては消費者と生産者との利害の衝突、労働市場における使用者側と労働者側との間の利害の衝突等が、「商工業の自由」の追求と「公共の福祉」(S.385, 236節補遺465頁)の実現との間の衝突が考察されている。こうした問題をめぐる福祉行政と「商工業の自由」との間の関係については、236節補遺に納められている講義記録が、次のように補足している。――「福祉行政の行う監督と事前の配慮が目的とすることは、個人を、個人的な目的の達成のために存在している一般的可能性〔普遍的資産S.353, 429頁~欲求の客観的体系S.382, 462頁〕と媒介することである。福祉行政は街路照明、橋の架設、日常必需品の価格指定、ならびに衛生に対して配慮しなければならない。…営業の自由(Gewerbefreiheit)は公共の福利(allgemeine Beste)が危険に陥るよ

うな性質のものであってはならないのである」(S.385, 236節補遺465頁)――。しかし、市民社会における労働を通じた福祉の実現をめぐる偶然性に対する「事前の配慮」については、237節以下で詳しく取り上げられることになる。

# 2.2.1.特殊的資産の偶然性――平等性パラダイムと偶然性パラダイム――

まず、「主観的利己心」(S.353, 199節本文429頁)が「特殊的なものを普遍的なものによって媒 介するはたらき」(S.353, 199節本文429頁)としての「弁証法的運動」(S.353, 199節本文429頁) によって、「各人は自分のために取得し生産し享受しながら、まさにこのことによって他の人々の 享受のために生産し取得することになる」(S.353, 199節本文429頁)という「全面的依存性の体系」 (S.340, 183節本文414頁)つまり「外的必然性の連関」(S.344, 187節注解419頁)が、産業革命によ って余すところなく完成することによって「普遍的資産」(S.353, 199節本文430頁)となるのであ った。そして237節本文では、「普遍的資産に参与してその配分にあずかる可能性は、どの個人に も与えられていて、公の力によって保障されてはいるが、この保障がもともと不完全たらざるを 得ないということは別にしても、右の可能性はやはり、主観的な面からして、依然としてもろも ろの偶然に支配されている。そしてこの可能性が、技能、健康、資本などの諸条件を前提とする ものであればあるほど、ますますそうなのである(S.385f. 237節本文465頁)と記されている。と ころでこの「普遍的資産に参与してその配分にあずかる可能性」は200節本文において「特殊的 資産」(S.353, 200節本文430頁)と呼ばれていた。したがって237節本文において指摘されている 偶然性とは、市場経済の「普遍的資産」がもたらす「特殊的資産」の偶然性と要約することがで きる。この普遍的資産がもたらす偶然性については、「普遍的資産」への参与にともなう福祉実現 の偶然性として、既に一度考察している30。その200節本文では、この特殊的資産は、個人が偶然 430頁)ために、「諸個人の資産と技能との不平等を必然的結果として生み出す」(S.353, 200節本 文430頁)ことになった。この「第二章 市民社会」の「A 欲求の体系」の200節本文で取り上げ られていた福祉実現の偶然性の問題が、「C 福祉行政と職業団体」の237節本文において、もう 一度取り上げられる。200節本文ではこの偶然性の「必然的結果」としての特殊的資産の不平等 を「自然状態の残滓」と位置づけながらも、「平等という悟性的抽象と悟性的当為」と一線を画し て、不平等をむしろ是認していた。

これに対して238節以降においては、「市民社会」の「偶然性」に対する「福祉行政」の「事前 の配慮」の観点から、特殊的資産の不平等への対応というのではなく(200節注解で「悟性的抽象」として既に退けられていた)、特殊的資産の偶然性への対応が福祉行政のマター(Sache)として取り上げられている。ここに、平等を自指した20世紀型社会主義とは異なる別のオルタナティブな社会デザインが提示されていたとも考えられる。ヘーゲルの法哲学は、200節注解で一線を画した「悟性的抽象」が求める「平等性」を求めるのではなく、238節本文でゲシュペルトによって強調表示した「市民社会の息子」に個人がなってしまっているという観点から「偶然性」への「事前の配慮」を「市民社会に対する法権利」としてもつことを、市民社会に内在する論理自身から導き出していたのである。市民社会における「平等性」の問題への対応として捉えるのか、市民社会における「偶然性」の問題への対応として捉えるのか、これは社会科学の論理としても社会

哲学の課題としても、理論內容上も理論の結論としても大きな違いをもたらすはずである。しかし、20世紀の社会科学においては、マルクス主義の理論にせよ、ロールズの正義理論(格差原理)にせよ、もっぱらネ平等問題として考えられてきた。この法哲学200節の平等・ネ平等問題と238節の偶然性問題との間の(区別)関係に関わる議論は、20世紀においてはほとんどなされなかったと言える。20世紀におけるほとんど唯一の例外として「社会主義経済計算論争」だけが携わることができたということもできるかもしれない。平等を目指した20世紀の社会主義の歴史的使命が終了したと考えられている21世紀前半のこれからの社会哲学のアジェンダにとっては、むしろ「偶然性」と「事前の配慮」がキーウードとなることを法哲学は示唆していたとも考えられる31。

## 2.2.2.偶然性への事前の配慮と「人間」の非構造主義的アルケオロジー(考古学)

「普遍的資産に参与してその配分にあずかる可能性」つまり「特殊的資産」の獲得(実現可能性) は、「技能、健康、資本などの諸条件を前提とする」(S.386, 237節本文465頁)がゆえに、ますま す「偶然性に支配される」。このような特殊的資産の偶然性に対して「事前の配慮(Vorsorge)」を するのは、まずは「国家」ではなくて、「実体的全体」としての「家族」の仕事であるとされる(238) 節本文)。つまり市民社会という実社会に参与して自分の特殊的な生計と福祉とを獲得するための 「手段や技能」に関しても、またこれを「入手する能力が偶然になくなった場合」の「生計と扶 養」に関しても32、つまりそうした特殊的資産の獲得の偶然性に対して「事前の配慮をするのは 家族の仕事である」(S.386, 238節本文466頁)。この家族とは異なって市民社会は、家族員をこの 家族の絆から個人としてを引き離して市民法上の独立の法人格として認めると同時に、「生計の資」 でもあった「父祖の土地」の代わりに市民社会自身を生計の資とさせることによって、個人も家 族全体の存立をも「市民社会に依存させて、偶然性に支配されるものにする」(S.386, 238節本文 466頁)のである。こうして個人は「市民社会の息子(Sohn der bürgerlichen Gesellschaft)」(S.386, 238節本文466頁)にされてしまった以上は、「入間(Mensch)は家族においてもっていたのとまった く同様の権利と要求を、市民社会に対してもつ。だから市民社会はその成員を保護し、成員の諸 権利を擁護しなければならないが、それと同じく個々人もまた、市民社会の諸権利に対して義務 を負わされている」(S.386, 238節補遺466頁)ということになる。だからこうした普遍的資産つま り産業社会の市場機構への参与を通じた特殊的資産の獲得という福祉(Wohl)における偶然性へ の福祉行政(Polizei)の対応は、市民社会の義務ということになることをヘーゲルの法哲学は論証 しており、この市民社会における福祉の偶然性への福祉行政の対応は、家族などの他の人倫の紐 帯を引き裂いて「全面的依存性の体系」を「欲求の客観的体系」にしてしまった市民社会自身の いわば「自己責任」なのである。

そして家族という人倫性に市民社会が取って替ってしまったがゆえに、個人が「市民社会の息子」になってしまった以上、市民社会は「普遍的家族」(S.386, 239節本文466頁)という性格をもつことになる。市場社会の普遍的資産に参与することによって特殊的資産を獲得して自分の特殊的な福祉を実現するための(悟性的な)「能力」つまり「技能」に関して、「事前の配慮」をするのは「家族の仕事」であった(S.386, 238節本文466頁)。こうした意味での「能力」や「技能」に関する「事前の配慮」とは、要するに「教育」の問題である。家族の成員が個人へと分解して「市民社会」という「普遍的家族」の「息子」として「市民社会」の「人間」になってしまった以上

は、こうした技能を身につける「教育」に関して、それが市場「社会の成員となる能力にかかわるかぎりは、南親の恣意と偶然性を排して、教育を監督し左右する義務と権利を市民社会はもっている」(S.386, 239節本文466頁)ことにならざるをえない³³。ここに市民社会における普通教育が公教育として行われる必然性が、論理必然的に論証されているのである。市民社会における普通教育の歴史的必然性が、(家族の成員を分離させ個人の「人間」として独立させることに導いたという)市民社会自身の行為の帰結として、市民社会自身の「自己責任」として、ここまで内在的な「自己責任」の首尾一貫した論理的必然性として論証された理論的事例は稀であろう。付言するまでもないが、こうした市民社会の歴史的文脈における「入間」の成立は、1960年代のフランスではM.フーコーの『知の考古学』において構造主義言語学の成果を導入することによって批判的に分析されたときに驚愕の知的興奮をもって受容されたのであるが、ドイツにおいてはヘーゲルが市民社会論を展開した際に(238節補遺)、構造主義を参照することなく既に付随的に定式化されていたのである。

## 2.2.3.能力の偶然性と公教育一教育と福祉のハイブリッドとしての公教育一

家族の一員であることを卒業して「市民社会の息子」となってしまった以上は、人間は、市場社会の普遍的資産に参与して自らの特殊的資産を稼ぐことによって自らの特殊的な福祉を実現しなければならなくなった。しかし、この特殊的な福祉の確保は、「技能、健康、資本などの諸条件を前提とするものであればあるほど」(S.386, 237節本文465頁)、「もろもろの偶然に支配されている」(S.386, 237節本文465頁)。さらに、この特殊的資産を実現する能力のための「事前の配慮」をするはずであった家族の存立も市民社会に全面的に依存するようになった以上は、この家族による「事前の配慮」も「両親の恣意と偶然性」(S.386, 239節本文466頁)以外にも、さらに「全面的依存の体系」の偶然性に支配されることになったはずである。したがって、このような「個人」ないしは「人間」の特殊的資産を実現する技能を開発する「教育」に関しては「市民社会」が普通教育を行う公教育として行われるのである。日本でも明治の学制発布以降、この普通教育に反対する一揆が続発したが、市民社会という「欲求の客観的体系」においては、これらの学制反対一揆はむしろ「両親の恣意と偶然性」によるものという位置づけになってしまうのである。

ここに「市民社会の息子」としての「人間」の「特殊的な福祉」の実現のために、教育と福祉のハイブリッドとして公教育が成立する哲学的必然性を、偶然性の社会的諸相を哲学的課題としたからこそへーゲルの社会哲学は解明するに至ったのである。

### 2.2.4.浪費の偶然性と賤民

さらに「浪費」(S.387, 240節本文457頁)という「恣意」(S.387, 241節本文457頁)によって「自分の生計や自分の家族の生計の安全を破壊する連中」(S.387, 240節本文457頁)を後見する義務と権利とが、市民社会にあるという。恣意とは偶然的な意志であったから、浪費とは必然的な消費ではなく偶然的な消費ということになる。ここで「一人の賤民をも生じさせてはならない」(S.387,240節補遺467頁)と補足している。偶然的な意志による偶然的な消費によって、特殊的福祉の実現が破壊されることのないように、市民社会は事前の配慮をする義務と権利とをもつというのである。これもまた「欲求の体系」としての市民社会の内在的な論理の貫徹ということがで

きる。

## 2.2.5.身体の偶然的障害や外的境遇による貧困の偶然性

以上のような「恣意」という意志の偶然性によるものではなくても、「偶然的な肉体的状態や、外的相関(§200)のうちに含まれている偶然的な事情も、同じように諸個人を貧困におとしいれることがある」(S.387f.241節本文467頁)という偶然性の問題がある。つまり、病気や事故等による偶然的な身体的障害等がもたらす貧困の問題、および200節本文で言及された「生来の身体的精神的な素質」や「偶然的事情」によって左右される「資本」や「技能」によって制約される「特殊的資産」の偶然性の問題である。ヘーゲルによれば、欲求充足の「自然的な取得手段」を市民社会は個人から取り上げてしまっていて、家族の絆を排除している(181節)以上、貧困は、個人からあらゆる社会的便益を奪う。つまり「技能と教養によって生計を営む能力を身につける便益」や「司法活動や保健事業から受け取る便益」や、さらに「宗教的慰藉」さえも奪う。こうして「普遍的な力」として市民社会の福祉行政が「家族の役目」(つまりはこうした偶然性に対する事前の配慮)を引き受けなければならない、というのである。

## 2.2.6.慈善事業の偶然性と「賤民」化した「大衆」の登場

以上のような貧困の偶然性に対しては偶然的な救済策が対応するというのが、市民社会の最初の対応とも考えられる。つまり市民社会において自然発生的に生まれてくる慈善事業の偶然性が、貧困の偶然性に対応するのである。ヘーゲル自身は、貧困や窮乏には「主観的な面がある」から、こうした「主観的な面に対してはやはり、心情や愛を顧慮するとともに特殊的な事情を顧慮した、主観的な援助も必要である。ここに、普遍的対策がどれほど講じられても、道徳が十分働くのが見いだされる場所がある」(S.388, 242節本文と注解468頁)と言う。しかし、同時にこうした道徳による慈善事業の援助は、「それ自身としても、その効果においても、偶然性に左右されている」から、このような主観的援助を不要のものにするような「普遍的対策」を講じることが重要である、とも記されている。だから、「もし慈善が、こうした窮乏の救済を、もっぱら心情の特殊性や、慈善の心術と心得との偶然性にまかせて欲しいと主張し、責務を負わせるような一般的な指令や命令を受けるのでは、自分が損なわれ傷つけられると感じるとすれば、それは誤った見方(eine falsche Ansicht)である」(S.388, 242節注解468頁)。

こうした慈善事業の偶然性が³⁴、逆にその反面で慈善の対象の側の主観性の内なる心構えに偶然性への依存を養成することになるとき、そのときにのみ初めて「賤民」が生み出される。へーゲルは「貧民(Armen)」と「賤民(Pöbel)」とを明確に区別しており、ローゼンツヴァイクはこの貧民と賤民の区別は心理学的であると指摘しているとされるが³5、244節の補遺に納められている講義ノートによれば、より正確には心理学的というよりは「心構え(Gesinnung)」の違いである。
——「貧困それ自身は、何ぴとをも賤民にしはしない。賤民は、貧困に結びついている心術(Gesinnung)によって、すなわち富者や社会や政府などに対する内心の憤激によって、はじめて賤民として規定される。さらにこうした心術の結果、人間は偶然だけを頼りとするために、軽佻浮薄になり、労働ぎらいになる。たとえばナポリの乞食がそうである。…どんな人間も自然に対しては権利を主張することはできないが、社会関係にあっては、貧苦はたちどころに、どれかの

階級に加えられる不法の形式をとる」(S.389f. 244節補遺469頁以降) ——。貧困は、自らを助ける「能力」を奪い去ってしまうため、偶然性を頼りとせざるを得なくなる。つまり偶然的な好意や慈善事業による気まぐれな偶然的な「貧者への施し」(S.388, 242節注解468頁)や、あるいは偶然的な僥倖に賭けるギャンブル(偶然的「浪費」の最たるものとも考えられる)だけを頼りとする心構えを身につけてしまうようになるとき36、そしてもはや自らの能力によって普遍的資産に参与して特殊的資産を確保するという社会的連関から切り離されてしまったために市民社会に対する「内心の憤激」つまりルサンチマンという「貧困に結びついている心構え」をもつようになった者に対してのみ、ヘーゲルは「貧民(Armen)」(S.388, 241節本文468頁)と区別して「賤民(Pöbel)」という用語を使用しているのである37。欧米の人道的な海外支援と比べて、日本の政府開発援助が普遍的資産に参与する能力を養成しようとする「人間開発」に重心を置いたものという特徴をもつということが指摘されているが、これが日本国内においてルサンチマンとともに偶然的な「貧者への施し」を期待する「人間」が際だって少ないということと関係があるであろうことを推測させるような、ヘーゲルの概念区別であるとも考えられる。

市民社会の発展がもたらす富の蓄積の増大とともに労働者階級の「隷属と窮乏」も増大することを指摘した243節を受けて、244節では「大衆(Maß)」が「市民社会の成員に必要な生計の規模の水準以下に零落して」、「法権利の感情、遵法感情、自分の活動と労働によって生活を維持するという誇りの感情を失うまでに転落するということ」が「賤民の出現」を引き起こすと同時に、他方では莫大な富が少数者に集中するという貧富差の極端な拡大が取り上げられていた。ここに思想史上は19世紀後半に登場すると通説的に位置づけられている「大衆(Maß)」の登場を、へーゲルは1821年の『法哲学綱要』244節本文において、しかも大衆の「ルサンチマン」という「心構え」の問題として「賤民」概念を定式化していたのであるが、これはニーチェの「大衆」批判と「人間」批判の先駆となる理論的成果とも考えられるかもしれない。

### 2.2.7.市民社会の原理と事前の配慮

こうして、「福祉行政の事前の配慮(die polizeiliche Vorsorge)は、さしずめ、市民社会の特殊性のうちに含まれている普遍的なものを、もろもろの特殊的な目的と利益をもっている大衆 (Massen)を保護し安全にするために一つの外的な秩序ならびに対策として、実現しかつ維持する。大衆の特殊的な自的と利益はこの普遍的なものにおいてこそ成り立つからである。同じくまた福祉行政の行う配慮(sie)は、上からの指導としては、この社会の枠をはみ出してゆく利害関係( $\S$ 246)に対して事前の配慮(Vorsorge)を行う」( $\S$ .393、249節本文473頁)。こうしたヘーゲルの思索

の道筋を辿るとき、市民社会の発展が「大衆」の登場から「賤民」への転落をそのルサンチマンの心術において予想する点においてニーチェの大衆批判と人間克服の思想の先駆的萌芽を用意しながらも、偶然性に対する事前の配慮という思想において、大衆の運命を保護し安全にする具体的な社会的施策を福祉行政の課題とする、という点においてニーチェの超人思想に欠落している社会理論を準備している。さらに「大衆」と「賤民」とを区別する理論的契機を社会的「偶然性」の参照枠から保持しているという点も、ヘーゲルとニーチェとの思想枠の大きな違いである。また他方で、ヘーゲルが考える「配慮」は、ハイデガーの『存在と時間』におけるような孤立した個人の周囲に対する「配慮」ではなく、家族や市民社会の偶然性に対する社会的・共同的配慮であり「事前の配慮」でもあり、したがって人倫的な配慮である、という点において際だった特徴をもつものであるが、こうした点は、偶然性との関連においても、「配慮」との関連においても、ほとんど取り上げられてこられなかった視点といえる。

しかし他面では、246節から取り上げられる植民地主義に対して福祉行政が「事前の配慮を行なう」(S.393, 249節本文473頁)というのは、植民地主義を推進しようとしているのか、その負の側面に対して「事前の配慮」を行うというのか、明瞭ではない。ところが、この言及の直後で、この市民社会が追求する特殊的利益のうちにある普遍的なものを「自分の意志と活動の目的と対象にすること」(S.393, 249節本文474頁)が職業団体の使命なのである、と記されている。こうして「b 職業団体」論へと課題は継承されている一ということは、植民地主義に替わる代替案が「b 職業団体」の機能と解釈することも厳密な論理理解から可能になる39—。

## 3. 職業団体による特殊的偶然性への配慮

自分が耕す土地の自然的産物を自分の資産として(203節本文)その実体性を自分の普遍的なものとして生活している「農業身分」とも異なり、また社会の普遍的利益を自分の仕事の目的としている「普遍的身分」つまり公務員や軍人とも異なり、この両者の中間である「商工業身分」は本質的に特殊的利益を目指しているから、この特殊的利益のうちにある普遍的なものを目的とする「職業団体(Korporation)」は、この「商工業身分」に特有のものである(S.393, 250節本文474頁)。

特殊的利益のうちにある普遍的なものを目的とするという職業団体の使命によって、職業団体がもつとされる法権利には次のようなものがある。すなわち、団体自身の利益について配慮する法権利、団体所属員のために特殊的偶然性に対して配慮(Sorgen gegen die besonderen Zufälligkeit)する法権利、成員たりうるための能力の陶冶教養形成について配慮する法権利、つまり一般に所属員のために「第二の家族」の役割を引き受ける法権利、である(S.394, 252節本文474頁)40。しかもこの職業団体は、先ほどの使命から言って、「個々の偶然的営利(einzelnen zufälligen Erwerb)のためのものではなくて、成員の特殊的生計の全範囲という普遍的なもののためのもの」(S.394, 252節注解475頁)である。

職業団体においては才能も生計の保障も認められていると同時に、職業団体に所属しているということによって普遍的な目的にも参画しているということも認められているから、この身分もまた自分の誇りをもつことができる(S.395, 253節本文475頁)。この「身分上の誇り」が「賤民の

出現」に歯止めをかけるのである。先にローゼンツヴァイクが貧民と賤民との違いが心理学的なものと言っていた所以である。そして「この点において職業団体の制度は、資産を保障するものであるために、もう一方の身分圏における農業と私的所有との創始に照応する(§ 203注解)」(S.395, 253節注解475頁)とまで位置づけられている。そこで指示されている203節注解を参照すると、そこでは、農業の原理が土地の排他的私的所有を伴いながら、「あてどなくさまよいながら生活の資を探す野蛮人の流浪生活を、私法による平穏な状態と欲求満足の保証された状態へと導く」という「農業と婚姻の制度」がもたらす特徴が展開されていた。その203節注解で言及された「家族に対する配慮」は、その203節本文では「将来に対する事前の配慮(Vorsorge auf die Zukunft)」(S.355, 203節本文432頁)と表現されていたものである。したがって、252節から253節において言及されている「特殊的偶然性に対して配慮すること」(252節本文)や「生計の保障」(253節本文)は、「第二の家族」(252節本文)としての職業団体が払う「将来に対する事前の配慮」でもあるということができる41。こうした職業団体がもつ「第二の家族」としての役割についての考察は、後にテンニエスにおいて次のように展開されている。――「工芸や手工業の団体とか組合、自治体またはギルド、ツンフト、教会、教団などのすべてには、家族の典型や理念が依然として保持されている」42——。

こうして「職業団体においては、貧困が受ける援助は、萬然的なものではなくなるとともに、不当に自尊心を傷つけるものでもなくなる」(S.396, 253節注解476頁)のである。偶然的な慈善事業による偶然的な「貧者への施し」(S.388, 242節注解468頁)は、単に慈善家の側の主観的偶然性によるだけではなく、慈善の対象の側とされる施される者の自尊心を「木当に傷つける」とともに、その不当さによってその「人間」の心構えを偶然的慈善やギャンブルによる偶然的僥倖だけに依存するように導いてしまうこと(244節補遺)によって、「市民社会の諸個人の自主独立と誇りの感情という原理」(S.390, 245節本文470頁)に反することになってしまう43。こうして「賤民」が市民社会から排除されるかたちで、市民社会自身の偶然性によって生み出されてしまうかか・チャンの構造が社会哲学的に分析されていたのである。ニーチェによるルサンチマン論には、こうした社会哲学的分析も、またそれに対する対応策としての公共的な社会制度論も、もちろんその思想関心の外にあるために欠落している点に相違がある。

さらに同時に、市民社会における経済活動の自由の権利が職業団体において制限される場合も、「技能が、成員自身の私的な意見や偶然性から解放され、成員自身にとっても他の成員に対しても危険なものでなくなり、承認せられるとともに保障され、そして同時に、一つの共通の目的のための意識的活動へ高められるかぎりにおいてだけである」(S.396, 254節本文476頁)と条件がつけられているのである。

このようにして職業団体において「特殊的福祉は、法権利として存在し、そして実現されている」(S.396, 255節本文477頁)のである。

# 4. おわりに―教育と福祉の連動と「市民社会の息子」としての「人間」の誕生

本稿において、ヘーゲル市民社会論の福祉行政(Polizei)論および職業団体(Korporation)論における社会的偶然性の諸相の包括的考察がもたらす哲学的知見を可能な限りで体系的に洗い出して

きた。20世紀までのヘーゲル社会哲学の理解(研究)がしばしば暗黙裡に平等原理によって理解受容されることが多かったのに反して、改めてそのテキストを体系的に再検討することによって、それは平等性原理に立つものではなく、体系的にはむしろ偶然性原理とも言うべき理論動機(Leitmotiv)の方が一貫しており、この観点から体系的に再検討するとき、ヘーゲル法哲学の従来になかった新たな体系的相貌を認めることができることが明らかになった。

20世紀後半の社会学が発見したリスク社会論に先駆ける中で、福祉と様々なアクシデントや不確実性を巡って今日において「公害」や「外部不経済」と呼ばれる社会的偶然性の哲学的考察、そうしたアクシデントに対する公共的規制をめぐる政策的境界の偶然性と行政への憎しみの問題、予測困難な将来の不確実性に対する「事前の配慮」という体系的観点からのリスク社会への対応の必要性を19世紀初頭の段階で指摘していた点、予定調和的な摂理(これをヘーゲルは「没意識的必然性」と236節注解で規定した)論的形而上学において無視されてきた市民社会内部における諸権利の衝突の問題への意識的規制の問題、「市民社会の息子」と化した「人間(Mensch)」の登場とともに産業教育と連関した教育と福祉のハイブリッド(連動)として浮上した公教育の社会的歴史的必然性、こうした中での「賤民」と「大衆」の登場の哲学的予告等々、「福祉行政」から「職業団体」に到る社会哲学の体系的展開において、平等性パラダイムではなく偶然性パラダイムに体系のライトモティーフを認めることで社会的偶然性の諸相の体系的哲学が展開されたことを確認することができた。その際、20世紀構造主義のアルケオロジーと異なり、その先駆けとしてヘーゲル法哲学は産業革命を画期とする「市民社会の息子」となった市民社会の成員を「人間」として歴史哲学的に限定的に規定していた。

へーゲルは、「悟性的抽象」が求める「平等性」を求めるのではなく、「市民社会の息子」に個人がなってしまったという観点から「偶然性」への「事前の配慮」を「市民社会に対する法権利」としてもつことを、市民社会に内在する論理自身から導き出していたのである。市民社会における「平等性」要求の問題への対応として捉えるのか、市民社会における「偶然性」の問題への対応として捉えるのか、それは社会科学の論理としても社会哲学の課題としても、理論内容上も理論の結論としても大きな違いをもたらす44。

植民地主義に対する代替案としてヘーゲルの「職業団体」論を理解するとすれば、内需論から 20世紀後半の経済成長主義をリードしたケインズ『雇用・利子・および貨幣の一般理論』とは異なる、「職業団体」をめぐる「再結合」の偶然性つまりイノベーション論への示唆というオルタナティブな選択肢への系譜を構想することも可能になった。

(註)

1 シュンペーター研究から始めてこの「ベンチャー・ビジネス」の概念の創始者でもある清成忠男は、こうしたベンチャー精神の模範例として、富山県で始まった「草刈り十字軍」運動と「国際日本学」運動を推奨しただけでなく、後者を研究所として法政大学に導入した。

 $^2$  「1995 年版へのまえがき」、P.ドラッカー『「経済人」の終わり』上田惇生訳、ダイヤモンド社、2007 年、286 頁。J.M.ケインズは 1926 年に『自由放任の終焉』を発表し、やがて 1936 年に『雇用・利子

および貨幣の一般理論』を刊行したが、このケインズの処方箋は全体主義という「魔物」を招きよせる「賤民」のルサンチマンを解決するものではないから、1939年にドラッカー『「経済人」の終わり』が登場し第二次世界大戦が開始されたことになる。この二人に対応するのが、日本における石橋湛山と南原繁ということになるが、戦後直後に石橋湛山が教育に回す金がないと言ったときに、南原繁がそれを批判した所以である。ヘーゲル『法哲学綱要』についての本稿が明らかにするように、経済的福祉と教育とはハイブリッドに結合している問題であり、分離できない。これを分離可能と考えたのが、19世紀のドイツ教養市民層と日本の旧制高等学校のエリート文化であった。この高踏的な文化が教養市民層の空洞化をもたらして社会の全体主義化への歯止めにならなかったという歴史認識に立つ南原繁は、戦後教育改革において旧制高等学校を解体するための6・3・3制の学校制度を導入する必要があったのである。拙稿「戦後教育改革と戦時期南原繁の教育哲学―GHQが「畏敬」した「洞窟の哲人」―」富山国際大学『子ども育成学部紀要』第10巻第1号、2018年、7頁以降。

- <sup>3</sup> P.ドラッカー『「経済人」の終わり』 48 頁。
- 4 P.ドラッカー『「経済人」の終わり』 49 頁。
- <sup>5</sup> ヘーゲル『法哲学綱要』S.320, 167 節本文 397 頁。

へーゲル全集からの引用や参照箇所の提示は、本文中の括弧内に略号をもって示す。略号の後の数字は、引用または参照箇所の巻数と頁数を表す。また、[〕は引用者による補いであり、特記しない限り引用箇所の傍点は引用者による。

W = G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*. Theorie-Werkausgabe. Suhrkamp (Frankfurt a. M), 1971.

GW = G. W. F. Hegel, Hegel Gesammelte Werke. Felix Meiner (Hamburg), 1968.

なお、ヘーゲル『法哲学綱要』からの引用については、本文中の括弧内に W7 の頁数のあと、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(中央公論社、世界の名著 44、1978年)の頁数を記した。なお本稿における邦訳においては、ヘーゲルの著書に限らず、邦訳書を参考にしたが、原文対照の上で必要に応じて訳し直した個所(たとえば 230 節本文等)もある。なお [ ] 内は、筆者による補いである。

- 6 P.ドラッカー『「経済人」の終わり』 65 頁。
- 7 249 節本文 473 頁、302 節補遺 561 頁、303 節本文。
- 8 立花隆『南原繁の言葉』東京大学出版会、2007年、168頁。
- 9 拙稿「理想郷掲げて-南原繁の足跡(中)教育改革 「六三三制」導入に尽力」2018年11月17日付、北日本新聞(文化面)。
- $^{10}$  J.ダワー『敗北を抱きしめて一第二次世界大戦後の日本人一』三浦陽一他訳、岩波書店、 $^{2004}$  年。  $^{11}$  「 $^{1995}$  年版へのまえがき」、 $^{12}$  P.ドラッカー『「経済人」の終わり』  $^{285}$  頁。
- 12 ここで言うアナクロニズム(anachronism)はいわゆる日本語の「時代遅れ」にかぎらず、その時代にはあり得ないような後の時代のものを持ち込むような場合の「時代錯誤」を含んでいる(渡邉敏郎他編『新和英大辞典』第5版、研究社、2003年、「アナクロニズム」参照)。

西洋社会思想史において 1830 年のフランス七月革命の自由理念から「平等原理」への変遷を問題にしたのが、のちに伊藤博文が師事したローレンツ・フォン・シュタイン『平等原理と社会主義』(1842年)である。したがって、ヘーゲル法哲学は今日的な「平等原理」以前の時代のものであるにもかかわらず、既にヘーゲルがそのような思想の元祖であるかのような通俗的「時代錯誤(anachronism)」に対して、本稿はその修正とともに平等性パラダイムに対して偶然性パラダイムというリスク社会論の要素をも含んだより拡張的で革新的なパラダイムに目を向ける研究である。森田勉『ローレンツ・シュタイン研究―憲法・憲政論・国家・社会学説・法哲学―』ミネルヴァ書房、2001年、32頁。L. von Stein, Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs: ein Beitrag zur Zeitgeschichte, Leipzig: O. Wigand. 1842.

ただし、後世の尺度によって評価したり分析したりすること一般が排斥されるべきという訳ではない。例えば後注(18)のペルチンスキーのヘーゲル研究の自覚的アナクロニズムの方法には意味がある。 無自覚に後世の尺度が前時代に内在していたかのように論じることに問題がある。

<sup>13</sup> 拙稿「愛の偶然性と人倫の哲学—へーゲル法哲学の家族における偶然性の問題—」『子ども育成学部紀要』第4巻、富山国際大学、2013年、35頁。 拙稿「善と愛の偶然性と福祉の偶然性—へーゲル法哲学における社会的福祉概念の体系的導出の問題—」『子ども育成学部紀要』第5巻、富山国際大学、2014年、20頁、25頁以降。

14 拙稿「 善と愛の偶然性と福祉の偶然性—へーゲル法哲学における社会的福祉概念の体系的導出の問題—」『子ども育成学部紀要』第5 巻、富山国際大学、2014 年、28 頁以降。拙稿「福祉の偶然性への配慮と家族から市民社会への移行の必然性 —へーゲル市民社会論の全面的依存性の体系と偶然性—」『子ども育成学部紀要』第6巻、富山国際大学、2015年、15 頁以降。

15 拙稿「福祉の体系における「欲望」のフーコー的様相とボランティアの偶然性—ヘーゲル法哲学における「欲求の体系」の偶然性と文化経済学の考古学—」『子ども育成学部紀要』第7巻、富山国際大学、2016年、51頁、54頁。

<sup>16</sup> 拙稿「福祉の偶然性への配慮と家族から市民社会への移行の必然性 —へーゲル市民社会論の全面 的依存性の体系と偶然性—」『子ども育成学部紀要』第6巻、富山国際大学、2015年、15頁。

17 拙稿「司法の偶然性と意識の弁証法—ヘーゲル法哲学における福祉と所有の現実化過程—」第8巻、富山国際大学、2017 年。

18 ペルチンスキーによるヘーゲルの自由概念に関する研究では、この『法哲学綱要』 230 節本文のこの箇所を引用しながら、「今日ならば、市民権というよりも社会権と呼ばれる権利の一部門」(Z.A.ペルチンスキー、J.グレイ編『自由論の系譜――政治哲学における自由の観念――』飯島昇蔵・千葉眞他訳、行人社 1987 年、212 頁)をヘーゲルは認める、と認定している。しかし、アヴィネリにおいても同様であったように、ペルチンスキーはここでヘーゲルが「偶然的なもの」を除去するのではなく承認しながら「特殊的福祉」の実現の可能性を探求しているということ、つまり偶然性と取り組んでいることを見逃しているため、「社会権」の請求を認めながらも、「偶然性」あるいは「偶然性」と「社会権」との関係については取り上げていない。なお、上記のペルチンスキーの認定も、強いて言えば上述脚注(12)におけるアナクロニズムと認定できない訳ではないが、「今日ならば」というように自覚的に限定して認定することは単なる錯誤ではなく、歴史的再評価として研究上の意義をもつものと考えられる。

19 以上のような事情を、藤野渉・赤沢正敏訳へ一ゲル『法の哲学』(中央公論社、世界の名著 44、1978年)の訳注では、明解に次のように注解している。一「福祉とは、個人のもろもろの特殊的な欲求、関心、目的が一つの目的に総括されたものである。この一つの目的への総括は反省的意志によってなされるから、福祉は意図との関係において第二部「道徳」で論ぜられた。しかし道徳の固有の場は市民社会である(§ 207)から、福祉が真に問題になるのも市民社会においてである。ところで福祉の権利はけっきょく生活権であるが、これは、欲求の体系と司法活動においては実現されなかったので、今やこれの実現をへ一ゲルは主題的に取り扱うのである」(463 頁訳注(3))―。まことに的確な解釈であるが、この訳注になくて本稿の研究にあるのは、これらの一連の問題を「偶然性」への社会哲学的応答として理解するという新しい解釈の観点である。

20 R. Carson, Silent spring, Penguin Books, in association with Hamish Hamilton, 1965, c1962. 21 今日の人工知能(AI) の可能性をめぐる喧噪について、ここでのヘーゲルの議論を援用すれば、「悟性的無限性」(ヘーゲル)の無限アルゴリズムに逼塞しながら照準する現代の人工知能の守備範囲外のものがあるのであって、その範囲外において「習俗であり、その他の体制の精神であり、そのときどきの情勢、咄嗟の危険」をめぐる人倫の体系的多様性の問題があって、それらはいずれも歴史哲学の領野が関係するものであって(そえゆえにこそ「ミネルヴァのフクロウは夕暮れに飛び立つ」のであり)、それは超歴史的な合理性に閉鎖する啓蒙的な「悟性的無限性」が示唆し判断することができないもの

であるということが分かる。つまり人工知能(AI)の限界とはこのような啓蒙的悟性の没歴史的合理性が免れない限界の問題に連関した限界問題ということが、ヘーゲル哲学の現下の人工知能(AI)問題に対する哲学的示唆である。したがってヘーゲル哲学にいう「真無限」と「悪無限」に関わる弁証法とは、歴史内在的な人間存在の時間性をどのように知性と実践の中に人間的に回収するか、という問題であるということがわかる。

22 こうした動向の中で日本の終末期医療における転機ないし画期となったのが、2006年の富山県の 射水市民病院の人工呼吸器取り外し「事件」であったが、これも社会学における P.ノネや P.セルズニ ックの『法と社会の変動理論』の云う「応答的法」の在り方が、遺族と司法との相互作用を通じて、 黒船としてのいわゆる最新医療の「グローバル・スタンダード」が地域医療に入って来る際の社会動 学にケーススタディを提供する典型例となっている。日本経済新聞 2018年 12月 17日付(医療健康面) 「「死ぬ権利」はある? 意思の尊重 国内議論進まず」、参照。

こうした最新の社会動学に対して、「詳細な規定を与えるものは、習俗であり、その他の体制の精神であり、そのときどきの情勢、咄嗟の危険などである」(S.388,234 節本文 463 頁)というヘーゲルの法哲学は、今日的な「法と社会の変動理論」の先駆的古典的研究として参照価値をもつことになる。この先駆的古典的研究においては悟性的無限性という哲学的問題圏を無自覚に前提としないで自覚的に問題化する中で社会学的もしくは法学的偶然性の問題圏において福祉行政における刑罰の正義が成立する可能性と根拠を考究しているところが、現代の実証法学的な「法と社会の変動理論」と異なる哲学的参照価値である。Cf. P. Nonet, P. Selznick, *Law and society in transition: toward responsive law*, New York: Harper & Row, 1978.

<sup>23</sup> このヘーゲルの講義は、後世の M.フーコー『知への意志』(1976年)が提起した生権力(biopouvoir) もしくは生政治(biopolitique)という議論の先駆けと解することができる。それゆえに、両者の相互比較によって両者の特性と限界が相互に明らかになる。

 $^{24}$  西独のサリドマイド事件については、小松丈晃『リスク論のルーマン』 勁草書房  $^{2003}$  年  $^{122}$  頁参照。

25 こうした市民社会における福祉行政への「憎しみ」をハーバーマスは承けて、市民社会(bürgerliche Gesellschaft)と区別された「市民的社会(Zivilgesellschaft;civil society)」の概念を導入するのである。これがアレントの政治哲学とも結びつきながら「公共性の構造転換」という大きな問題を指摘させることになる。J.Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, 2 Aufl., Suhrkamp. S.45.細谷貞雄・山田正行『公共性の構造転換』第2版、未来社、1994年 xxxviii.〕

- <sup>26</sup> U.Beck, Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne, Suhrkamp, 1986.
- J.C.Alexander & P.Smith, "Social Science and Salvation: Risk Society as Mythical Discourse", Zeitschrift für Soziologie, 1996,S.254. ベックと客観的リスク論との関係については、小松丈晃『リスク論のルーマン』勁草書房 2003 年 27 頁、参照。
- 27 たとえば世界環境会議の東京宣言では二酸化炭素の削減量をめぐって何パーセントにするかということが争点となり特に米国と欧州との間の乖離が大きく決裂しかけたが、結局は日本原案に近い 6 パーセントという「境界線」で収束した。この過程をつぶさに報道した日本のメディアではあたかも「客観的な境界線」があるかのように報道したものが目立っていたが、実はそのような「客観的な境界線」などは原理的にありえないのかもしれないのである。このヘーゲルの言う「客観的な境界線」の不在は、今日では制度派組織論の「経路依存性(path dependency)」や社会システム論の「リスク変換」論という形で展開されている。このことについては小松丈晃『リスク論のルーマン』勁草書房 2003年 113 頁、参照。
- <sup>28</sup> こうした法哲学の考察の延長線上で、後世の医療過誤や上述脚注(22)における終末期医療における 生命倫理の問題を応答的法の法社会動学の問題圏に含めることは容易である。
- 29 こうした遠隔がもたらす偶然性の問題については、イェーナの実在哲学にも既に言及されている。 - 「特殊な種類の労働と無限量の欲求との関連は全く知覚しえぬものとなり、盲目的な依存性に変化

する。したがって、遠隔地のある作用がしばしば、これまでそれによって欲求を満足させてきた一大階級の人々に影響を与えるというようなことが発生する」(アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社、1978 年、152 頁)。このイェーナ実在哲学におけるヘーゲルの記述について、アヴィネリは次のように解説している。一「こうした分析は、ヘーゲルが近代的な産業組織の最初期の根本的な批判者の一人であったことを疑いなく示している。ヘーゲルはさらに、機械装置の登場と疎外の強化との必然的な結びつきを指摘し、そしてかれはここで再び、機械を理想化する人々と機械破壊者との中間の立場をとる。つまり、機械の採用によって引き起こされる疎外を認識しつつも、彼はそれを、ますます増大する生産にもとづく近代社会の人間学的傾向の必然的要素と見なすのである」(同書 152 頁)。

30 拙稿「福祉の体系における「欲望」のフーコー的様相とボランティアの偶然性—へーゲル法哲学における「欲求の体系」の偶然性と文化経済学の考古学—」第7巻、富山国際大学、2016年、53頁。
31 現代の正義論の文脈における「権利基底的政治理論 right-based political theory」に関連して、ドゥオーキンは「平等な尊重と配慮を受ける権利」を主張しているが、ヘーゲルの事前の配慮は〈平等性パラダイム〉と結びついているのではなくて〈偶然性パラダイム〉と結合しているという点が今日の正義論と異なるところである。この示唆もまた、ヘーゲル社会哲学の今日的意義をなすものと言えよう。Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously*, Cambridge/Massachusetts 1977,pp.272ff.木下毅 / 小林公 / 野坂泰司『権利論』木鐸社 1986 年65頁、参照。

32 実社会に参与して自分の特殊的な生計と福祉とを獲得するための「手段や技能」に関しても、またこれを「入手する能力が偶然になくなった場合」の「生計と扶養」の問題は、今日においてはもっぱら社会保障と社会福祉の課題に還元されている。カントの人倫の形而上学においては、その予定調和的な摂理論を背景に本格的に考察されることはなかったが、ヘーゲル法哲学の段階においては本節で見るように「普遍的家族」としての「市民社会の息子」としての「人間(Mensch)」のアルケオロジー的誕生という歴史哲学的把握において、いわゆる「社会福祉」と福祉行政が構想されている。

33 こうして家族から個人として分離してしまった市民社会の「自己責任」の引責としての福祉行政的 な公的教育の成立は、のちにシュモラーの社会政策論においては、家産経済の役割を引き継ぐべき職 業団体ならぬ企業者の任務となっている。「企業者の『精神的特性』の源泉は、最初の文章に示されて いるように、氏族・家父長的家経済から発生し国家的指導にいたるまでの巨大組織の指揮・管理能力 に還元されているのである。…したがって彼にとって企業者の指揮:管理能力も、被雇用者の勤務態度 も、本来は『家政』において培われたゲマインシャフト形成力から把握され、住宅の貧困と家の解体 によってその基盤を欠いたプロレタリア=無産の労働者は、企業者によって精神的資質が『教育』さ れる必要があった」(田村信一『グスタフ・シュモラー研究』お茶の水書房、1993年、297頁以降)。 ここに、福祉の偶然性への事前の配慮が家族から市民社会へと引き継がれるというヘーゲルの人倫論 がシュモラーの社会政策論へと継承されているのを看て取ることができるであろう。ただしシュモラ 一の場合には市民社会における偶然性の問題が明示的に考察されているというわけではない。シュタ <u>イン以来クローズアップされた平等性原理の絶大な威力のもとで、へーゲル法哲学の偶然性原理は暗</u> 黙にはともかく自覚的には継承は失敗しているということができる。この偶然性原理の社会哲学の暗 黙の継承の系譜を初めて敢えて辿ろうとすれば、むしろ J.シュンペーター『経済発展の理論』(1912) 年)のイノベーション(neue Kombination)の概念を経て、P.ドラッカー『「経済人」の終焉』(1939年) に始まる「職業団体(Korporation)」の経営組織論を発見することができる。

34 京都におけるルーマン・シンポジウムに来る途中のバンコックでルーマンが知り合ったタイの青年 は賤民ではなかったであろうが、京都からドイツへの帰途にわざわざバンコックに立ち寄ってその青 年の病気の母親の手術のために医療費を負担してなんとか救おうとしたというルーマンの美談は、こ うした近代市民社会において偶然的な道徳が十分に働く余地があるというへーゲルとともにルーマン も認める歴史的真実を、実践的に証明して見せたものに他ならない。

こうした慈善が市民社会において有する冷徹さに関しては、「本質意志」と「選択意志」の区別に定 位したテンニエスの次のような分析が参考となる。―「施物の意味も、ゲマインシャフトとゲゼルシ ャフトとにおいては異なる。と言うよりはむしろ、施物は、個人的本質意志から行われる場合と個人 的選択意志から行われる場合とで相違する。前者の場合には、特殊なまたは一般的な同情から、特殊 なまたは一般的な義務感情から、助け保護しようとする心情から行われるのであって、かかる行為に は、(その人自身の衝動にもとづく)必然性の理念、または(親族関係、近隣関係、身分、職業仲間、更 には宗教上の普遍的な人間の同胞愛から生ずる)責務の理念が含まれている。ところが、施物がある外 的目的のために―例えば乞食の煩わしい目つきからまぬがれるために―まったく冷淡な気持ちで与え られる場合とか、気前のよい性質を示さんがために、あるいは権力や富裕の評判を保つために(信用を 保つために)、あるいは最後に一右に挙げた他の動機と結びついて最もしばしば見受けられる現象であ るが―そのような規則を作ったり強行したりする充分な根拠を有するゲゼルシャフト的な慣行や儀礼 に余儀なくされて、まったく冷淡な気持ちで施物が与えられる場合には、事情が異なる。富裕な人や 身分高き人が行う慈善行為は、しばしばこのような種類のものである――それ自体既に冷淡で無感情 な契約的なものである」(テンニエス『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト―純粋社会学の基本概念―』 岩波文庫、下巻、岩波書店、1957年、119頁以降)― 。本稿冒頭の、自らの所産ではない他社の商品 を不特定多数に繁華街で大量にばら撒くことは、それを受け取った人間にどのような心理的変容と社 会的影響をもたらすであろうか―という問いは、一部にこのようなテンニエスの「純粋社会学の基本 概念」における必ずしも純粋社会学ではない現実社会の現実的考察を念頭に置いている。

35 藤野渉・赤沢正敏訳へーゲル『法の哲学』(中央公論社、世界の名著 44、1978 年)、469 頁訳注(5)。 36 「デモクリトスが『人間は自分の当惑の口実として偶然(チュケー)という偶像を造った』とか『偶然は施しを好む。しかし当てにならない。自然はそれに反して確かである』などと云っている場合の偶然は、自然に反対の、すなわち因果的必然に反対の因果的偶然と解すべきであろう」(九鬼周造『偶然性の問題』、岩波書店、1935 年、78 頁)。

37 こうした視点は、フンボルトの救貧院を「人格形成に妨げになるもの」として否定しているのと基本的に同じ観点と言うことができる。木村周市朗『ドイツ福祉国家思想史』未来社、2000 年、121 頁、参照。

38 ヘーゲルにおける人格概念と奴隷制との関係については、G.ハイマン「ヘーゲルの団体理論の意義と源泉」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、所収、249頁、252頁、参照。

39 このような「職業団体」論はまさに、植民地主義に替わる代替案といっても、もちろん内需優先の経済成長論を可能にした J.M.ケインズ『雇用・利子および貨幣の一般理論』(1936年)とは異なる、シュンペーターからドラッカーに連なる「職業団体」の偶然性の「新結合」の組織経営論の可能性を予見することができる。

40 結社の自由の権利がヘーゲルにおいて欠如しているということについては、G.ハイマン「ヘーゲルの団体理論の意義と源泉」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989 年、所収、250 頁、参照。

41 へーゲルの職業団体論については、G.ハイマン「ヘーゲルの団体理論の意義と源泉」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989 年、所収、参照。しかしこの論文もまた、集団が「特殊的偶然性」から守ってくれることをわずかに原典から引用するにしても(同、252 頁)、この偶然性の問題が家族論との関連や、さらに道徳論や抽象法以来の一貫した主題的問題であることを取りあげるわけではないし、「特殊的偶然性に対して配慮すること」や「将来に対する事前の配慮」といったヘーゲルの将来の偶然性への配慮という「配慮」論という視点は全く言及もされない。

42 テンニエス『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』岩波文庫、下巻、126 頁以降。

- 43 法律上の「賭博及び富籤に関する罪の理論」をめぐる偶然性の哲学については、九鬼周造『偶然性の問題』岩波書店、1935 年、103 頁、参照。
- 44 本稿冒頭で取り上げたように、「しかし、普通の人間は、唯物的合理の追求の結果もたらされた計算不能で意味のない力による完全な分子化、非現実化、無意味化、秩序の破壊、個の破壊に耐えることはできない」と P.ドラッカー『「経済人」の終わり』 (1939 年 4 月)は、記していた。この問題に対して、ドラッカーは第二次世界大戦後に、経営組織のイノベーションという別の新しい処方箋を構想し続けたのであった。200 年前にヘーゲルが開示した産業革命による集団と「個の破壊」と「無意味化」に対して、20 世紀の社会科学は主として「平等原理」と「社会福祉」によって対応しようとしたものの、人類は今もなお、十分な処方箋をもつに至ってないのはもちろん、「偶然性」を含む問題の広がりに対する充分な視野すら得ていないことが判明した。この判明は、偶然原理と平等原理との対比の中でヘーゲルの法哲学を体系的に解釈する理論的研究の帰結である。